

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日
が翌日
の翌日
に当た
る日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定（保険課）
保安林の指定の解除（森林保全課）
開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
- ◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）
- ◇ 公 告 林業種苗法による講習会の開催（森林保全課）
土地収用法による審理の開始（管理課）
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）
- ◇ 正 誤 平成五年八月鳥取県告示第七百七号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百二十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団よ した内科医院	鳥取市湖山町北六丁目四四八 一	平成五年八月一日
竹内医院	米子市祇園町二丁目一〇〇一 四	"
医療法人社団広 田歯科医院	鳥取市湖山町南二丁目一四七 一〇〇	"
熊谷歯科医院	鳥取市南吉方一丁目六一	平成五年八月十六日
増栄医科医院	米子市旗ヶ崎六丁目一九一四	平成五年八月十七日
船木歯科医院	西伯郡中山町塩津三三三一一	"
伊藤歯科医院	米子市旗ヶ崎七六八一五	平成五年八月二十一日
岸田歯科医院	倉吉市東町三五一一二	"
鳥取産院	鳥取市吉方温泉一丁目六五三	平成五年八月二十四日

木下産婦人科医 院	米子市角盤町一丁目九四	〃
吉田一陽堂若桜 橋薬局	鳥取市戎町四一三	平成五年八月十八日
有限会社五臓巴 葉局	鳥取市二階町二丁目二〇七	〃
有限会社加藤葉 局	鳥取市弥生町二〇一	〃

鳥取県告示第七百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字東ノ二 七二一の四二、七四一の二〇、字東五七の三七、五七の三八

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成五年九月七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年一月二十五日 鳥取県指令受都計三一二第十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市滝山字下前田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市富安一丁目一〇六

有限会社夏目不動産

代表取締役 夏目恵一

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ

り告示する。

平成五年九月七日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	けんりくくん2	株式会社三星
〃	けんりくくん3	〃
〃	オリビアA	〃
〃	ダイアナA	〃
〃	キャサリンA	〃
〃	モンスターA	〃
〃	エキサイトロンダー	株式会社ニューギン
〃	エキサイトロンダー2	〃
〃	レディースオープン	〃
〃	ツイソロータリー	奥村遊機株式会社

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、同法第10条第3項第3号イの講習会を次のとおり開催する。

平成5年9月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受講対象者

配布の目的をもって種苗を採取し、又は育成する事業を行おうとする者

2 開催の日時及び場所

(1) 日時 平成5年10月8日（金） 午前9時から午後4時まで

(2) 場所 八頭郡河原町大字稲常 鳥取県林業試験場

3 科目及び時間

(1) 種苗に関する法令 2時間

(2) 種苗の産地及び系統に関する事項 2時間

(3) 種苗の生産技術に関する事項 2時間

4 受講申込手続

所定の受講申込書を平成5年9月24日（金）までに住所地を管轄する地方農林振興局を経由して知事に提出すること。

5 講習受講手数料及び納付方法

講習受講手数料は 8,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙

をはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

- 6 携行品
筆記用具及び印章

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成5年9月7日

鳥取県収用委員会会長 田 中 蓬 篤

- 1 期日
平成5年9月17日（金） 午後1時30分
- 2 場所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第27会議室
- 3 件名
一級河川日野川水系大川改修工事及び一般国道181号（福市橋）改築
工事に係る収用裁決申請事件

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を
次のとおり開催する。

平成5年9月7日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成5年10月20日 午前10時00分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎7階 第28会議室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者
	平成5年10月7日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市権町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管 内に居住する者
経験者講習	平成5年10月27日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在を管轄する警察署長

を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 5,700円

イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

正 誤

平成五年八月鳥取県告示第七七七号(町の区域の新設等について)中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

項 誤 行 誤 正
 一 上 後ろから六 五九一の三 五八一の三